

第1問 (配点：50点)

条約は違憲審査の対象となるか。憲法と条約の効力関係及び条約の違憲審査対象性に関する判例の立場に触れつつ論じなさい。

第2問 (配点：50点)

次の文章を読んで、公職選挙法の定める選挙供託金制度は憲法上どのように評価されるべきか、あなたの見解を述べなさい。

公職選挙法92条1項は、いわゆる選挙供託金制度を定めている。同項柱書及び1号によると、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、候補者の届出をしようとするものは、候補者1人につき、300万円又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければならない。なお、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、候補者の得票数が有効投票の総数の10分の1に満たない場合、供託金は没収され、国庫に帰属する（同法93条1項柱書及び1号）。

選挙供託金制度は、いわゆる泡沫候補者（売名候補者）の立候補を抑制して、候補者の濫立を防止することを目的として設けられた制度である。しかし、高額の供託金を立候補の条件とすることは、経済的に余裕のない者の立候補を困難なものとする制度であるとして批判も強い。